

地方独立行政法人制度の概要（中期目標期間最終年度の対応）

1 地方独立行政法人京都市産業技術研究所の中期目標期間

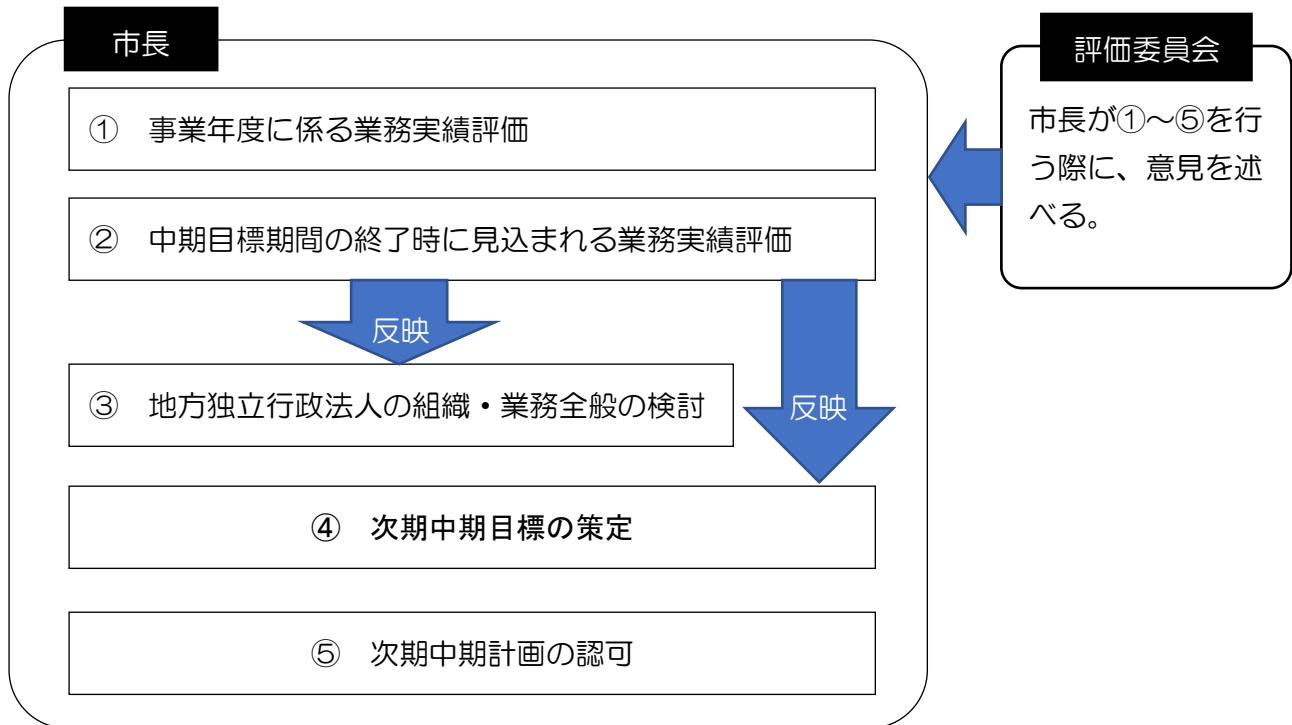
令和 7 年度は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所第 3 期中期目標期間の最終年度

- 第 1 期 平成 26 年度から平成 29 年度まで（4 年間）
- 第 2 期 平成 30 年度から令和 3 年度まで（4 年間）
- 第 3 期 令和 4 年度から令和 7 年度まで（4 年間）
 - ↓
- 第 4 期 令和 8 年度から令和 11 年度まで（4 年間）

2 中期目標期間最終年度の対応

- (1) 市長は、地方独立行政法人の中期目標の最終年度に、以下①～⑤のとおり実施する。
- (2) 市長は、以下①～⑤を行う際には、あらかじめ評価委員会（本市附属機関）から意見を聴取する。

＜最終年度の流れ＞



＜評価委員会のスケジュール＞

評価委員会開催日		市長が中期目標の最終年度に実施する内容
第 1 回	8 月 7 日	① 事業年度(令和 6 年度)に係る業務実績評価 ② 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価） ③ 見込評価を踏まえた、地方独立行政法人の組織・業務全般の検討
第 2 回	10 月 3 日	④ 見込評価を踏まえた、次期(第 4 期)中期目標の策定
第 3 回	1 月以降	⑤ 次期(第 4 期)中期計画の認可